



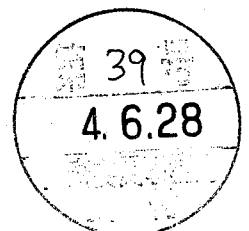
帯人事第 118 号
令和 4 年 6 月 28 日

帯広市監査委員 川 端 洋 之 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 4 年 3 月 24 日付帯監査第 112 号及び同第 114 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査の結果に記載のとおり、財産管理事務について、行政財産の管理に必要な手続が行われていなかった事例につきましても、公有財産の管理運用に関わる手続の適正な処理はもとより、所管する財産の現状を常に把握しながら、適正な管理に努められることを求めます。</p> <p>また、重点項目として監査した徴収事務及び滞納整理事務について、督促の指定期限に係る期間計算を誤った事例が見受けられました。</p> <p>徴収事務及び滞納整理事務は、市民の財産に直接的に影響を及ぼすものであり、その事務手続は、誤りのないよう細心の注意を払いながら進めることが必要ですので、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。</p> <p>今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれることを期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査においては、収入及び支出事務について、全体としてはおおむね適正に処理されていると評価されたところですが、個別の事務については、契約に係る予定価格の算定方法や手続などについて改善を要する事例が指摘されたほか、歳入額に応じた専決権者までの決裁がなされていない件に関しては、過去の定期監査において指摘されているにもかかわらず、同様の事例が発生している旨の指摘があったところです。</p> <p>また、重点項目とされた「徴収事務及び滞納整理事務について」に関しては、督促状により指定すべき期限が督促状を発した日から14日を超過しているなどの指摘があったところです。</p> <p>収入・支出事務の適正化に向け、繰り返し指摘を受けている事例を中心に是正措置を講じていくほか、徴収事務及び滞納整理事務に関して、今後においては、督促状の送付日を明記して決裁を行うなど、適正な督促事務を執行するよう努めてまいります。</p>